

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

訪問看護ステーション かぐやひめ

1、事業者の表示について

(1) 法人名	合同会社アイグルー
(2) 代表者氏名	代表社員・新銀茂
(3) 法人所在地	兵庫県三木市志染町青山1丁目5-13
(4) 電話番号等	0794-88-8812 fax 0794-88-8814
(5) 他の事業	障害福祉サービス（指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業,同行援護）
(6) 設立年月日	平成28年6月29日

2、事業所の表示について

(1) 事業所種類	指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業
(2) 事業所名称	訪問看護ステーションかぐやひめ
(3) 事業所所在地	兵庫県三木市志染町青山1丁目5番13号
(4) 電話番号等	0794-88-8812
(5) 管理者	看護師 岡田 明子
(6) 開設年月日	令和5年 4月15日
(7) 事業の目的	介護保険法に基づき、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業の適切な運営及び、利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
(8) 事業所運営方針	ステーションは、訪問看護の提供により、利用者が生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
(9) 事業実施地域	三木市、小野市、加東市、西脇市、加西市、加古川市

3、営業日、サービス提供日及び職員体制

(1) 営業日及び営業時間

営業日・・・通常月曜日から金曜日。12月29日から1月3日は休業とします。

営業時間・・・午前9時から午後5時までとします。

(2) サービス提供日及び時間

営業日及び営業時間と同じです。

(3) 事業所の職員体制

管理者 看護師 岡田 明子

職	職務内容	人員数
管理者	事業所の管理、運営	常勤1名
看護職員	訪問看護計画に基づくサービス提供	非常勤3名
精神保健福祉士		非常勤1名

4、提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示ならびに利用者にかかる居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①療養上の世話 ②診療の補助 ③リハビリテーションに関すること ④精神症状の悪化や憎悪を防ぐこと ⑤ご家族の支援に関すること ⑥社会資源の活用について

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合要介護1割の例）について

サービス 提供時間 サービス 提供時間帯	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上1時間 30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
9:00～17:00 上段看護師 下段准看護師	4,700円	470円	8,252円	826円	11,326円	1,133円
	4,230円	42円	7,390円	739円	10,300円	1,030円

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しをいたします。

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記にかかる利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付いたしますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

※主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

5、その他の費用について

交通費について・・・利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお自動車を利用した場合は、次の額を請求いたします。

ステーションから片道 20 キロメートル未満 0 円

ステーションから片道 20 キロメートル以上 5 キロメートルごとに 100 円

6、利用料等の費用の請求と支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等

①利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

②上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者宛てにお届け（郵送）します。

(2) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等

①サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、お支払い下さい。

現金支払い

②お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収証をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 カ月以上遅延し、さらに相当期間を定めた催告にもかかわらず支払いがない場合には、サービス提供の提供を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7、担当看護職員変更の場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、下記相談担当者までご相談ください。

相談担当者氏名 岡田 明子

連絡先電話番号 0794-88-8814 fax 0794-88-8812 平日 9：00～17：00

※担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制等により、ご希望に添えない場合もあります

ことを予めご了承下さい。

8、サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

9、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 岡田 明子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10、秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
 - ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
 - ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
 - ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合

は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11、緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(1) 主治医

氏名

所属医療機関名等

所在地

電話番号（勤務先及び携帯）

(2) 家族等連絡先

氏名及び続柄

住所

電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

12、事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(1) 市町村

市町村名 兵庫県三木市

担当部・課名 介護保険課 電話番号 0794-82-2000

(2) 居宅介護支援事業者

事業所名

所在地

担当介護支援専門員氏名

電話番号

※ 尚、事業者は三井住友海上火災保険の損害賠償保険に加入しています。

13、身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14、心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15、居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者へ送付します。

16、サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

(3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

17、衛生管理等

(1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18、サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所が提供したサービスにおいて、相談、苦情がございましたら、下記当事業所の窓口までお申し出下さい。

相談窓口	管理者 岡田 明子
苦情解決担当	副代表社員 新銀 輝子
相談方法	来所、訪問、電話、文書、FAX
相談対応時間	9：00～17：00
連絡先	電話 0794-88-8812 FAX0794-88-8814

【市町村（保険者）の窓口】

三木市市役所介護保険課	所在地 兵庫県三木市上ノ丸町10番30号 電話番号 0794-82-2000 受付時間 平日 9：00～17：00

【公的団体の窓口】

兵庫県国民健康保連合会	所在地 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目8番1-1801 電話番号 078-332-9406 fax 078-332-9520 受付時間 平日 8：45～17：30
-------------	---

